

令和7年 第2回登別市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年3月25日(火) 14時00分から14時30分
- 2 開催場所 伊達市農業協同組合 登別支所 2階会議室
- 3 出席委員(8人)

会長	9番	山下 篤
委員	1番	井野 嘉久
	2番	佐々木 優
	3番	大平 幸司
	4番	近井 一夫
	5番	古町 綾
	7番	田中 美智子
	8番	熊谷 源
- 4 欠席委員(1人)

委員	6番	三原 一英
----	----	-------
- 5 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の選任及び会議書記の指名
  - 第2 報告第2号 農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報(実勢借地料)の公表について
  - 第3 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について
  - 第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃貸借)
  - 第5 議案第4号 令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)について
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	渡部 光夫
主査	松井 隆行
主任	岩田 牧子

## 7 会議の概要

事務局長

ただいまより、令和7年第2回総会を開会いたします。

本日は、6番三原委員より欠席の通知がありましたので、ご報告いたします。

本日の出席委員は、9名中8名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

それでは、登別市農業委員会会議規則第3条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、これより以後の議事の進行は山下会長にお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。

はじめに、日程番号第1「議事録署名委員の選任及び会議書記の指名」を行います。

登別市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

それでは、議事録署名委員は、5番古町委員、7番田中委員にお願いします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の松井中査を指名します。以上で、日程番号第1を終わります。

次に、日程番号第2 報告第2号「農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報（実勢借地料）の公表について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局長

報告第2号「農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報（実勢借地料）の公表について」ご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

今回、公表する農地の賃借料情報は、本市で、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間、農地法第3条第1項の規定による許可と、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定により、賃貸借が設定となった農地の賃借料に基づき、全国農業会議所が定める「農地の賃借料情報提供の手引き」により、算出したものになります。

この期間における、20件の賃借料に基づき算出した10アールあたりの賃借料は、平均値が2,552円、最高値が3,352円、最低値が1,143円となっております。

なお、これらの賃借料情報は、本市の公式ウェブサイトに掲載し、公表する予定となっております。  
説明は以上になります。

議長  ただいま、報告第2号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。  
  なにか、ございませんか。

  (「なし」の声あり。)

  よろしいですか。

  それでは、以上で報告第2号を終わります。

  次に、日程番号第3  報告第3号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局長  報告第3号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」ご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。

  報告第3号は、令和6年5月24日に開催された第3回登別市農業委員会総会において審議の上、決定となった、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく、農用地利用集積計画による賃貸借について、賃借人及び賃貸人より、合意解約したとの通知があり、これを受理したため、報告を行うものであります。

  賃貸借を解約した土地は、所在が登別市●●町の3筆で、1筆目は、地番が●●●番●の内、地目は公簿・現況共に畑、面積は●●●●●平方メートル、2筆目は、地番が●●●番●の内、地目は公簿・現況共に畑、面積は●●●●●平方メートル、3筆目は、地番が●●●番●の内、地目は公簿・現況共に畑、面積は●●●●●平方メートル、合意により賃貸借を解約する日は、令和7年3月31日となっております。

  賃貸借を解約した土地の位置図、地番図、写真図につきましては、議案書の3ページから5ページに記載のとおりであります。  
説明は以上になります。

議長  ただいま、報告第3号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。  
  なにか、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

よろしいですか。それでは、以上で報告第3号を終わります。

次に、日程番号第4 議案第3号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 長

議案第3号は、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による賃借権の設定に係る計画の決定について、審議を求めるものであります。

また、この計画により賃借権を設定する土地は、先程、報告第3号により報告を行いました、令和7年3月31日に合意解約された3筆の土地と同じものになります。

それでは、議案書の6ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者は、●●郡●町●●番地 ●●●●●●●●、利用権の設定をする者は、登別市●●町●丁目●番地●●●● ●●氏、利用権を設定する土地は、所在が登別市●●町の3筆で、1筆目は、地番が●●●番●の内、地目は公簿・現況共に畑、面積は●●●●平方メートル、2筆目は、地番が●●●番●の内、地目は公簿・現況共に畑、面積は●●●●平方メートル、3筆目は、地番が●●●番●の内、地目は公簿・現況共に畑、面積は●●●●平方メートル、賃貸借の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日の5年間となっております。

借主の状況についてですが、経営面積は●●●●●平方メートル、労働力は男が●人、女が●人、労働従事日数は年間延べ●●●日、家畜は、肉用牛が●●●頭、農機具は、トラクターが●台、タイヤショベルが●台、となっております。

利用権を設定する土地の位置図、地番図、写真図につきましては、議案書の3ページから5ページに記載のとおりであります。

説明は以上になります。

議 長

ただいま、議案第3号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。

なにか、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

よろしいですか。それでは、採決します。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号は、そのように決定します。

次に、日程番号第5 議案第4号「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」  
ご説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。

最適化活動の目標については、令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知により、3月末までに翌年度の目標を設定し、4月末までにその内容の公表と、北海道への報告を行う必要がありますので、審議の上、意見を求めるものであります。

資料は、議案書の8ページから20ページに記載のとおりで、令和7年度の最適化活動の目標については、議案書の9ページから11ページまでに記載しております。

まずは、議案書の9ページ 項目1 最適化活動の成果目標の(1)農地の集積についてですが、令和6年度末における管内の農地面積1,030ヘクタールのうち、集積面積は835.9ヘクタール、集積率は81.2パーセントとなっており、これを踏まえた令和7年度の目標は、令和5年3月に改定した「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」で設定した、令和10年4月の集積率の目標、「84.9パーセント」を達成するため、新規集積面積を13.1ヘクタール、集積面積は849ヘクタール、集積率は82.4パーセントと設定しております。

次に、(2)遊休農地の解消についてですが、現在、本市で遊休農地は発生していないため、既存遊休農地の解消に関する数値目標は設定しておりません。

また、議案書の10ページ、(3)新規参入の促進についてですが、直近3年度における新規参入者は、令和4年度が1経営体で面積が1.1ヘクタール、令和5年度と6年度は新規参入者がいない状況となっており、この現状を踏まえた令和7年度の目標は、農林水産省経営局長通知により、令和4年度から令和6年度の権利移動面積の平均1割以上となるように設定する必要がありますので、この期間における平均、50.5ヘクタールの1割以上、5.1ヘクタールと設定しております。

次に、項目2 最適化活動の活動目標、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標についてですが、昨年度と同様に、1人当

たり1月に3日と設定しております。

また、(2)活動強化月間の設定目標については、農林水産省経営局長通知により、毎年度、3月以上を設定する必要がありますので、昨年度と同様に、9月と10月に遊休農地の発生防止の取組、11月に農地の集積・集約化の取組を行うこととしております。

続いて、(3)新規参入相談会への参加目標についてですが、農林水産省経営局長通知により、北海道及び登別市等が実施する新規参入相談会に推進委員等が1名以上参加するものとして、設定する必要がありますので、参加回数を1回、参加時期や参加者数などは未定と設定しております。

次に、議案書の11ページ、推進委員等の担当区域ごとの最適化活動の目標についてですが、委員の皆様ごとの担当区域は昨年度と同様とし、記載のとおり設定しております。

また、議案書の12ページには、委員の皆様が実施した最適化活動の内容について、活動日ごとに、活動時間と場所、活動の相手や詳細などを記録していただく活動記録簿の様式、議案書の13ページには、その活動記録簿に記載した活動実績の集計と点検評価の結果を記入し、翌年度の4月末までに農業委員会まで報告していただく様式を添付しております。

事務局は、委員の皆様から提出された点検評価の結果に基づき、議案書の14ページ「別紙様式4」により、最適化活動の実施状況と目標の達成状況を点検・評価し、議案書の15ページから20ページ「別紙様式5」により、翌年度の6月末までに、本市の公式ウェブサイトなどに掲載し、公表することになっております。説明は以上になります。

議長 ただいま、議案第4号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。

なにか、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

よろしいですか。それでは、採決します。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号はそのように決定します。

以上をもちまして、本日の総会に提案された付議案件の審議は、すべて終了となりましたので、令和7年第2回農業委員会総会を閉会いたします。